役員等報酬規程

 1991.
 11.
 28
 制定

 1994.
 5.
 31
 改正

 2012.
 1.
 27
 "

 2018.
 3.
 27
 "

 2020.
 3.
 27
 "

 2022.
 3.
 25
 "

 2025.
 1.
 31
 "

- 第1条 本規程は、学校法人広島女学院(以下「本法人」という。)の理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬について定めたものである。
- 第2条 役員等の報酬は次による。
 - (1) 理事長報酬及び業務執行理事報酬は、月額 900,000 円以内とし、実状 に応じて理事会において決定する。
 - (2) 寄附行為8条に掲げる理事の内、院長、学長、校長、園長、法人事務局長の報酬は、管理者給与規程に基づき、理事会において決定する。
 - (3) 第1号、第2号を除く理事は、理事会が委任した職務に応じ、理事会の決定による報酬を受けることができる。
 - (4) 監事の報酬は、その業務の状況を勘案し理事長において決定し、理事会に報告する。
- 2 前項第1号及び第2号の理事を除く役員等が理事会、評議員会など会議に 出席する場合又は監査を実施する場合には、1回あたり 10,000 円を支給す る。なお、広島市内までの交通費は、実費を支給する。
- 3 前項のほか、役員等は本法人が依頼する旅行について、旅費規程に基づく 実費弁償を受けることができる。
- 第3条 役員の退職金は次による。
 - (1) 前条第1項第2号に掲げる理事は、本法人職員退職金支給規程による。
 - (2) 前条第1項第1号及び第3号に掲げる理事は、退職金を支給しない。
- 第4条 第2条第1項の報酬の支給日及び支給に関して必要なことは、本法人 給与規程に準じるものとする。
- 第5条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第137条第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。
- 第6条 本規程に定めるもののほか、役員等の報酬に関し必要な事項は、理事 会において審議し決定するものとする。
- 第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いたうえで、理事会の議決に

より行う。

2 報酬基準に変更がない場合 も、毎会計年度、理事会にて報酬基準の内容を確認し、その旨と確認した日付を記載した書類を公表する。

附 則

本規程は、1994年5月31日から施行する。

附則

本規程は、第3条から第6条までを改正し2012年4月1日から施行する。

附則

本規程は、全部改正し2018年4月1日から適用する。

附則

- 1 本規程は、第1条を改正、第2条の2を追加、第3条を改正、第3条の 2及び第5条を追加し2020年4月1日から施行する。
- 2 役員退職金支給規程は廃止する。

附則

本規程は、第2条を改正し2022年4月1日から施行する。

附則

本規程は、第2条、第3条、第5条を改正し、2025年4月1日から施行する。